

平成23年(2011年)10月11日



埼玉県報

第 2 3 2 9 号
平成23年10月11日
火 曜 日

目 次

管理規程

- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程\(水道企画課\)](#)

告示

- [鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う人口の告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十六号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年十月十一日

埼玉県公営企業管理者 石田義明

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四埼玉県第一水道整備事務所の項中「、鳩ヶ谷市」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十七号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年十月十一日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）

の一部を次のように改正する。

別記第一（第二条関係）南部工業用水道の項中、「、鳩ヶ谷市」を削り、「市道八百五十六号」を「市道幹線四十三号線」に改め、「県道金明町鳩ヶ谷線以北の地域」の下に「（桜町二丁目から同町六丁目までの地域及び鳩ヶ谷本町二丁目の地域を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百九十二号

平成二十三年十月十一日に鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴う川口市の人口を、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項第一号の規定により告示する。

平成二十三年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

川口市 五十六万二千二百十一人

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人太陽の子どもたち
- 三 代表者の氏名
江口 亜紀
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市古久喜二百十一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の乳幼児や児童とその保護者、また保育者を目指すものに対し、保育や子育て支援、就労支援等を行い、誰もが子育てしやすいと感じる街づくりを目指すことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県教委告示第四十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年十月十一日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年十月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について